

注意事項

- 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市県民税の代理申告	市県民税の代理申告ができる	○		親族とみなし、同居の場合は申請できる	税務課 0562-36-2633
税務証明書の交付(所得証明書、納税証明書等)	税務証明書の交付(所得証明書、納税証明書等)ができる	○		親族とみなし、同居の場合は申請できる	税務課 0562-36-2634
市税等の納付書(再)交付	市税等の納付書(再)交付ができる		○	親族とみなして申請ができる	収納課 0562-36-2637
納税に関する相談	納税に関する相談ができる		○	親族とみなして申請ができる	収納課 0562-36-2637
知多市犯罪被害者等支援金	遺族支援金の給付を請求することができる	○			防災危機管理課 0562-36-2638
り災証明書(災害)申請	り災証明(災害)の申請ができる。(小規模災害時のみ)		○		防災危機管理課 0562-36-2638
住民票上の続柄の記載変更	住民票における世帯主との続柄を「同居人」から「縁故者」に変更ができる	○			市民窓口課 0562-36-2646
市職員への福利厚生(特別休暇制度)	結婚休暇、介護休暇等の申請ができる	○			職員課 0562-36-2643

知多市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
災害見舞金の申請	災害見舞金の請求ができる		○		福祉課 0562-36-2650
障害者手帳に関する申請	代理申請ができる		○		福祉課 0562-36-2650
障害福祉サービスに関する申請	代理申請ができる		○		福祉課 0562-36-2650
生活保護に関する手続	生活保護に関する手続ができる		○	同一の住居に居住し、生計を一にする場合は、同一世帯員として申請ができる	福祉課 0562-36-2651
住居確保給付金に関する手続	住居確保給付金に関する手続ができる		○	同一の住居に居住し、生計を一にする場合は、同一世帯員として申請ができる	福祉課 0562-36-2651
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業に関する手続ができる		○	同一の住居に居住し、生計を一にする場合は、同一世帯員として申請ができる	福祉課 0562-36-2651
要介護認定申請	介護保険制度の介護サービスを利用するための申請ができる		○		長寿課 0562-36-2652
介護保険に関する各種届出・申請	代理申請ができる		○		長寿課 0562-36-2652

知多市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の可否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
高齢者福祉サービスに関する各種申請	代理申請ができる		○		長寿課 0562-36-2652
地域包括支援センターへの相談	相談ができる		○		長寿課 0562-36-2652
金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を祝う会	事実婚、パートナーシップの継続者も出席ができる		○		長寿課 0562-36-2652
放課後児童健全育成事業に関する手続	保護者とみなして、サービスの利用申請ができる	○			子ども若者支援課 0562-36-2656
放課後児童クラブの送迎	児童の親のパートナー等が送迎できる	○			子ども若者支援課 0562-36-2656
放課後子ども教室申込	保護者とみなして申込ができる	○			子ども若者支援課 0562-36-2656
障害児通所支援事業に関する申請	代理申請ができる		○		子ども若者支援課 0562-36-2656
子育て短期支援事業	同一世帯の場合は、申請ができる		○	同一世帯の場合は、申請ができる	子ども若者支援課 0562-36-2657

知多市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
相談支援（電話相談・面接相談）	同一世帯の場合は、相談ができる		○	同一世帯の場合は、相談ができる	子ども若者支援課 0562-36-2657
家族支援（親子支援）	同一世帯の場合は、申込ができる		○	同一世帯の場合は、申込ができる	子ども若者支援課 0562-36-2657
保育園の送迎	園児の親のパートナー等が送迎できる	○			幼児保育課 0562-36-2659
母子健康手帳の交付	パートナーの代わりに届出又は受領ができる	○			健康推進課 0562-54-1300
パパママ教室	パートナーが参加できる		○		健康推進課 0562-54-1300
乳幼児健診	乳幼児の成長発達や日常生活の状況を把握している場合は、パートナーの乳幼児を連れて受診ができる		○		健康推進課 0562-54-1300
予防接種に係る各種申請	代理申請ができる		○		健康推進課 0562-54-1300
各種健診に係る申込	代理申請ができる		○		健康推進課 0562-54-1300

知多市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
不妊治療費補助申請	事実婚関係にある方とみなして、補助金の申請ができる	○			健康推進課 0562-54-1300
アピアランスケア用品購入費補助金申請	対象者が未成年の時の場合は、保護者とみなして補助金の申請ができる	○			健康推進課 0562-54-1300
若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業申請	対象者が未成年の時の場合は、保護者とみなして補助金の申請ができる	○			健康推進課 0562-54-1300
相談支援（電話相談・面接相談）	同一世帯の場合は、相談ができる		○	同一世帯の場合は、相談ができる	健康推進課 0562-54-1300
市営墓地への焼骨の埋蔵	パートナー等の焼骨を埋蔵するための届出ができる		○		環境政策課 0562-36-2661
市営墓地の使用承継	使用者が死亡した場合に使用継承ができる	○			環境政策課 0562-36-2661
UIJターン就業・創業支援事業	同一世帯の場合は、申請ができる		○	同一世帯の場合は、申請ができる	商工振興課 0562-36-2662
市営住宅への入居	契約者の親族とみなして、市営住宅への入居（同居）ができる	○		条例に定める要件を満たす必要がある	都市計画課 0562-36-2669

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
下水道事業受益者負担金証明書の交付	同一世帯の場合は、代理申請ができる	○		同一世帯の場合は、代理申請ができる	下水道課 0562-55-9591
水道に関する各種届出・申請	代理申請ができる		○	水道の権利に関わる届出を除く	水道課 0562-36-2676
救急車の同乗	同乗ができる		○		消防署 0562-56-0119
救急搬送証明書の交付	申請ができる	○			消防署 0562-56-0119
り災証明書(火災)申請	り災証明書(火災)の申請ができる	○			予防課 0562-56-0147
就学援助費受給申請	保護者として申請ができる		○	同一世帯の場合は、保護者として申請ができる	学校教育課 0562-36-2681